

## 前橋市市税条例の改正について（議案第73号）

市民税課・資産税課

### 1 改正の理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行う。

### 2 主な内容

#### (1) 個人市民税

ア 給与所得者の扶養親族等申告書について、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨の記載によることができることとする。

イ 森林環境税の賦課・徴収の方法について、個人市民税の均等割を賦課・徴収する場合に併せて行うこととする。

ウ 特別徴収に係る個人市民税の納入書に、地方税統一QRコード（当該コードをスマートフォン等で読み込み、電子納付を可能とするもの）を付することができることとする。

#### (2) 法人市民税

法人市民税に係る納付書に、地方税統一QRコードを付することができることとする。

#### (3) 固定資産税

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の割合を定める規定において、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に長寿命化に資する大規模修繕工事を実施した一定の要件を満たすマンションについて、当該工事が完了した翌年度分の当該マンションに係る固定資産税額の減額の割合を、3分の1とする。

#### (4) 軽自動車税

道路交通法等において特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）が定義されたことに伴い、軽自動車税の種別割の税率を定める規定を整備する。

#### (5) 市たばこ税

市たばこ税に係る納付書に、地方税統一QRコードを付することができることとする。

### 3 施行期日

2の(1)のア 令和7年1月1日

2の(1)のイ 令和6年1月1日

2の(1)のウ、(2)及び(5) 市規則で定める日

2の(3) 公布の日

2の(4) 令和5年7月1日